

## 計画の基本的な考え方・計画策定の進め方

### 1. 計画の位置付け

- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第 8 条第 1 項に基づき策定
- 「千葉県 D V 防止・被害者支援基本計画」等の関連する計画との整合を図り策定

### 2. 計画期間

- **3 年間**（令和 6 年度から令和 8 年度まで）

### 3. 策定の進め方

- 計画は、検討会議での意見等を参考にして県が策定

時期（予定）	主な作業内容（予定）
1 1 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>第 2 回検討会議開催</b> ・委員の意見を反映して原案修正</li> <li>・ 関係各課に原案の修正依頼</li> </ul>
1 2 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原案の修正</li> </ul>
1 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係各課への照会</li> </ul>
2 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パブリックコメント実施 ・ 市町村への意見照会</li> </ul>
3 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画案策定</li> <li>・ <b>第 3 回検討会議開催</b> ・ 計画の決定、公表</li> </ul>